

沿岸広域振興局長告示第17号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成22年4月23日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370200628	かわいホームヘルパー事業所	宮古市川井第2地割165番地	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	平成22年4月1日

2 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370200636	かわい訪問入浴事業所	宮古市川井第2地割165番地	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	平成22年4月1日

3 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370200594	むつわ荘デイサービス事業所	宮古市川井第2地割165番地	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	平成22年4月1日
0370200602	門馬デイサービス事業所	宮古市門馬田代第3地割32番地	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	”
0370200610	小国デイサービス事業所	宮古市小国第20地割32番地3	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	”

4 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0373000843	ショートステイリアス倶楽部	下閉伊郡田野畑村奥地13番地	社会福祉法人山栄会	平成22年4月6日